

## 鹿児島県サイクルツーリズムマーケティング調査業務委託 仕様書

### 1 委託業務名 鹿児島県サイクルツーリズムマーケティング調査業務委託

### 2 事業目的

- ・ 本県では、県内全域への自転車による周遊観光を推進し、交流人口の拡大を推進することを目的として、令和3年度にサイクルツーリズム推進協議会を設置。これまで、県内全域に計24のモデルルートを設定し、情報発信や受入環境整備等に取り組んできたところ。しかしながら、本県におけるサイクリストの実態、サイクリストが求める環境整備やサービス等のニーズの把握が不足していることから、今後取り組むべき誘客の方向性等の検討が十分でない。
- ・ アンケート調査を実施することにより、本県におけるサイクリストの動向や消費額等の実態を明らかにする。
- ・ 同じくアンケート調査を実施することにより、サイクリストがサイクルツーリズムを行う上でのニーズ（環境整備、サービス）等を明らかにし、今後の施策の方向性を検討する。
- ・ 先進地の事例を調査し、本県の実態と比較することにより、本県のポテンシャルや必要な環境整備、ソフト施策の方向性を検討する。
- ・ 調査結果と今後実施すべき施策を踏まえた本県サイクルツーリズム推進事業のロードマップを作成する。

### 3 履行期限 令和8年2月27日（金）

- ※ 令和7年9月30日（火）までに中間報告を実施し、来年度の施策検討に必要な内容を示すこと。

### 4 業務内容

本事業の実施にあたっては、受託者はサイクルツーリズムによる観光誘客に精通した事業者であるか、または外部専門家を配置し、その助言等を受けることにより、より専門性が高く、的確で正確な調査と分析ができる体制をとることを必須条件とする。また、本事業に類する調査事業の実績がある事業者が望ましい。

#### (1) サイクルツーリズム・マーケット（国内）の調査

鹿児島県内各地域のマーケット（国内）の現状について調査・分析を行い、当該地域におけるサイクルツーリズム推進の可能性および阻害する課題等を明らかにすること。

なお、この調査・分析は昨年度までの本県サイクルツーリズム推進事業で明らかになった現状や課題を踏まえた上で、来訪者及び消費金額を増やすための施策を検討する資料とするものとする。

調査対象は次のような区分を想定するが、これ以外の提案を行うことを妨げない。

<現状の本県サイクルツーリズムの主な課題>

- ・本県サイクルツーリズムの実態の把握(本県を訪れているサイクリストが、どんな人がどれだけいて、どれくらいの観光消費額があるのかわからない。)
- ・本県サイクルツーリズムのポテンシャル、強み、弱みの把握(将来、本県サイクルツーリズムを推進することで、どれくらいの観光消費額が見込めるのかわからない。)
- ・今後の施策の検討(実態や今後の需要が不明瞭なため、根拠に基づいた施策を実施できていない。)

<調査対象エリア>

南薩，北薩，大隅，霧島・始良，種子島，屋久島，奄美群島

<調査対象区分>

- ア 既存顧客(既に鹿児島県内のサイクルルートを走ったことのあるサイクリスト)の調査・分析
- ・鹿児島県内の現状のサイクルツーリズム・マーケットの市場規模等について
  - ・宿泊者を増やすためのサイクリング宿泊者の行動傾向(誰が、どこに行き、どこに泊まり、課題は何か等)について
  - ・認知度を上げるためのサイクリストの情報入手元(主要な具体的な媒体は何か、どのような情報を見て訪れるのか等)について
- イ 見込まれる顧客(鹿児島県内サイクルルートの走行経験はないが、今後顧客となり得るサイクリスト)の調査・分析
- ・サイクルツーリズム・マーケットにおけるにおける鹿児島県の潜在的な顧客層、想定される市場規模及びその発展可能性等について
  - ・潜在的な顧客が顕在化していない原因や、顧客化するために必要な要素等について
  - ・宿泊者を増やすために必要な宿泊施設、資源、情報、希望等について
  - ・認知度を上げるための情報入手元(主要な具体的な媒体は何か、どのような情報を見て訪れるのか等)について

(2) サイクルツーリズム・マーケット(インバウンド)の調査

鹿児島県内のマーケット（インバウンド）について調査・分析を行い、当該地域におけるサイクルツーリズム推進の可能性および阻害する課題等を明らかにすること。

なお、この調査・分析は昨年度までの本県サイクルツーリズム推進事業で明らかになった現状や課題を踏まえた上で、より具体的なターゲット顧客像に迫り、サイクリング行動を分析するものとする。

調査は以下のターゲットとなる国・地域を対象とする。

<調査対象区分>

①台湾

②韓国

以上をベースとして、別途提案を行うことを妨げない。

### (3) 先進地の事例調査

先進地1～2カ所の事例をヒアリング等で調査・分析し、本県と比較することで、本県のポテンシャルや必要な環境整備、ソフト施策の方向性を提案すること。

<先進地>

- ・富山県（富山湾岸サイクリングコース）
- ・茨城県（つくば霞ヶ浦りんりんロード）
- ・広島県、愛媛県（しまなみ海道サイクリングコース） など

### (4) 国内外の調査・分析結果に基づく施策の検証及び提言

上記(1)～(3)の結果を元に本県が「稼げる観光地域づくり」を目指すにあたり、必要なものを明らかにするとともに、今後どのような施策を展開することが適切であるかについて分析、提言を行うこと。

また、分析、提言を踏まえた本県サイクルツーリズム推進事業のロードマップを作成すること。

特に以下の項目について、具体的な分析・提言を行うこと。

<分析・提言区分>

- ① 来訪者を増やす（認知度を上げる）ための施策
- ② 消費金額を増やす（宿泊者を増やす）ための施策

## 5 業務報告

### (1) 進捗状況報告

委託者の求めに応じ、事業の進捗状況や成果等について報告すること。

※ 令和7年9月30日（火）までに中間報告を実施し、来年度の施策

検討に必要な内容を示すこと。

- (2) 委託業務終了届  
委託業務終了後、履行期間内に委託業務終了届を提出すること。
- (3) 成果物  
委託業務終了届提出時に下記成果物についても併せて提出すること。
  - ア 事業実施報告書5部
  - イ アの電子データ（編集可能なデータ形式により、DVD等の記録媒体により提出）1式

## 6 追加提案

本仕様に定めのない内容であっても、サイクルツーリズムの推進に資すると判断できる追加提案があれば、積極的に提案すること。

## 7 その他

- (1) 成果物の所有権、著作権、利用権は委託者に帰属するものとする。  
なお、成果物等に含まれる第三者の著作権、肖像権その他すべての権利についての交渉、処理は受託者が行うこととする。
- (2) 本仕様書に定めのない事項及び事業実施に当たって疑義が生じた場合は、委託者と協力し、調整を行うこと。
- (3) 業務完了後に、受託者に責に帰すべき理由による成果物の不良箇所があった場合には、受託者は速やかに訂正、補正等を行うこととし、これに要する費用は受託者の負担とする。
- (4) 本事業に係る関係法令に抵触しないよう事業を実施すること。